

五月山霊園合葬式墓地



合葬式墓地の特色

- 合葬式墓地とは、焼骨を共同で合葬室へ埋蔵するお墓です。
（「埋蔵」とは、焼骨を納骨することです。）
- 埋蔵後はお墓を承継する必要がないため、後継者でお悩みの方も安心してご利用いただけます。
- 墓石等を建立する必要がなく、維持管理も不要です。
- 宗旨・宗派も問いません。
- 埋蔵された方のお名前を刻字する記名板もあります。（希望者のみ：有料）

合葬式墓地の概要

所在地 池田市畑3丁目5番地の3（五月山霊園内）
規模 合葬室 10,000体収容可能
主な施設 合葬室、モニュメント、記名板
受付開始 令和7年7月1日（火）

五月山霊園の概要

主な施設 管理事務所、駐車場、区画墓地（東屋、水汲み場等）、合葬式墓地

申込受付場所等

桃園墓地・五月山霊園事務所で受付します。
池田市桃園2丁目2番5号（やすらぎ会館2階）
受付時間 午前9時から午後4時まで（1月1日～1月3日は除く）

※池田市役所では受付できません。

※申込状況等の都合により募集を停止する場合があります。

申込資格及び提出書

住民登録が池田市民、市外を問わず、親族の焼骨をお持ちの方はお申込みいただけます。
自己の利用を目的として生前にお申込みもいただけます。

（提出書類）

1. 五月山霊園合葬式墓地使用許可申請書
2. 五月山霊園合葬式墓地記名板使用許可申請書 ※希望者のみ
3. 申込者の本籍地記載の住民票（申請日の前3ヶ月以内に交付のもの）
4. 誓約書

（提示を求めるもの）

1. 埋火葬許可証、改葬許可証、火葬証明書、分骨証明書のいずれか原本（確認のため。
生前は除く）
2. 申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

使用料の納入、使用許可証の交付

お申込み手続きの後、納入通知書を送付いたしますので、同封しております金融機関一覧表の金融機関又は市役所 1 階の銀行窓口で納付してください。

納付の確認後に五月山霊園合葬式墓地使用許可証及び記名板使用許可証（希望者のみ）、埋蔵届用紙並びに納骨袋を郵送いたします。

使 用 料

	合葬室使用料 (一体あたり)	記名板使用料 (希望者のみ)	説明
市 内	55,000円	55,000円	申込時に申請者が池田市に住 民登録がある (生前申込含む)
市 外	82,500円	82,500円	上記以外の方 (生前申込含む)

※記名板 ①記名板は合葬式墓地の申請書提出時、もしくは提出後のどちらでも申込み可能です。

②記名板には合葬式墓地への埋蔵後に刻字します。生前中の刻字はできません。

③記名内容は、下記の記載例よりお選び下さい。

記名板の記載例

記名板へは合葬式墓地に埋蔵された方のお名前、生年月日、死亡年月日、死亡時年齢を刻むことができます。(戒名等は刻字できません) 合葬式墓地の使用許可証とは別に、記名板の使用許可証を交付します。(以下の3種類からお選び下さい。②は西暦 ③は和暦表記です。サイズは 120 mm×45 mmです。)

①

ふくまる 太郎

② (西暦)

ふくまる 太郎
生年月日～没年月日

③ (和暦)

ふくまる 太郎
没年月日 享年 歳

(例)

ふくまる 太郎
1940. 12. 12～2018. 12. 12

(例)

ふくまる 太郎
令和 5 年 12 月 12 日 84 歳

使用上のご注意

1. 合葬式墓地の使用にあたっては、「墓地、埋葬等に関する法律」、「池田市五月山霊園使用条例」、「五月山霊園使用条例施行規則」その他関係法令に定められている規定を厳守していただきます。
2. 次の場合には、合葬式墓地の使用権が消滅します。
 - ・合葬式墓地の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
 - ・合葬式墓地の使用権を第三者に譲渡する目的をもって許可を受けたと認められるとき。
 - ・偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。
 - ・上記1の各法令等に違反したとき。
3. 埋蔵については、使用許可証に記載された焼骨に限ります。
4. 合葬式墓地の使用を取りやめる場合、納付された合葬室使用料・記名板使用料は、返還することはできません。
5. 合葬式墓地へ埋蔵された焼骨の返還や別の墓地への改葬は、一切できません。
6. 焼骨の埋蔵及び記名板の設置は五月山霊園指定管理者が行います。合葬式墓地内部への立ち入りはできません。（記名板については刻字後、順次設置を行います。）
※記名板は希望の場所への設置はできません。
7. 市及び五月山霊園指定管理者は、法要や供養行事等を行いません。
8. 五月山ドライブウェイを通行する際には、料金がかかります。
9. 別紙「五月山霊園合葬式墓地のご使用上の注意事項」もご一読ください。

埋蔵前の手続き

埋蔵日に以下の書類等を持参のうえ、五月山霊園指定管理者（五月山霊園管理事務所 日の丸展望台前）まで届け出てください。

- ・五月山霊園合葬式墓地合葬室使用許可証及び記名板使用許可証（希望者のみ）
- ・五月山霊園合葬式墓地埋蔵届
- ・埋火葬許可証、火葬証明書、改葬許可証、分骨証明書のいずれか原本
- ・焼骨

焼骨は、事前に納骨袋に骨壺から移したうえでお持ちください。

※骨壺はお引き取りすることはできません。

問い合わせ先

五月山霊園指定管理者 特定非営利活動法人 関西コミュニティ協会

桃園墓地・五月山霊園事務所 池田市桃園2丁目5番5号 やすらぎ会館2階

TEL：072-751-3701

五月山霊園管理事務所 池田市畑3丁目5番地の3

TEL：072-752-9533